

平成30年度 福島支部の主な取り組みについて

1. 基盤的保険者機能

●現金給付の適正化の推進

KPI

KPI 設定なし

◎目標達成に向けた取り組み

- ①不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行うとともに、本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。
- ②傷病手当金と障害年金の併給調整について、「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に従って、事務処理の徹底を指示し確実に実施する。

1. 基盤的保険者機能

●効果的なレセプト点検の推進

KPI

「社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率」について対前年度以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
レセプト点検の査定率※	0.315%	0.314%	0.300%

※査定率 = 査定点数（基金+協会）÷ 請求点数（H29年度：0.314%＝28,789,141点÷9,159,321,960点）

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①自動点検抽出や汎用任意抽出（注釈）などシステムを積極的に活用した点検を徹底し、効率かつ効果的な審査を図る。
- ②他支部の審査結果の検証を行い、自支部にない点検視点について習得する。
- ③班及び全体勉強会にて事例研究（他支部事例含む）や点検方法等の活発な意見交換を行うとともに、外部講師による研修会を開催し、点検員のスキルアップを図る。
- ④社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的で開催し、支部が行った再審査請求の審査結果について意見交換を行い、保険診療ルールの疑義については説明を求めながら、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間の差異解消を図る。
- ⑤再審査請求結果のふりかえりを実施し、過去の査定事例からもれなく再審査請求を行っているか進捗状況を確認する。

（注釈）

- ・自動点検抽出・・・エラーとしてのレセプトを広く抽出。全てのレセプトから大きな網ですくうイメージです。
- ・汎用任意抽出・・・複数の条件を設定することが可能で、誤りのあるレセプトを絞り込むことが出来る。

1. 基盤的保険者機能

●柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める「施術箇所3部位以上かつ月15日以上」の施術」申請の割合を対前年度以下にする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
「施術箇所3部位以上かつ月15日以上」申請の割合	1.40%以下	1.41%	1.35%

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①柔道整復施術療養費において、多部位かつ頻回受診者を抽出して、患者照会業務を実施する。
- ②柔道整復施術療養費において、同一施術所において同一患者の負傷部位を意図的に変更することによる長期施術（部位ころがし）対策として、「12か月間に10か月以上柔道整復療養費の支給記録がある加入者データ」を年2回協会本部より各支部に提供されることから、患者照会業務等に活用する。
- ③福島県柔道整復療養審査委員会の審査を強化する。多部位かつ頻回や部位ころがしなど疑義が生じた施術所に対して注意書を発行し、適正な施術を促す。

<平成29年度福島支部の実績算定内訳>

平成29年度柔道整復療養費支給決定件数 220,900件

施術箇所3部位以上かつ月15日以上申請件数 3,130件

1. 基盤的保険者機能

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

KPI

日本年金機構回収分も含めた「資格喪失後1か月以内の保険証回収率」を95.5%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績
資格喪失後1か月以内の保険証回収率	95.5%以上	94.51%

※平成29年度実績は、平成29年4月から平成30年1月までの速報値
(各月の資格喪失後1か月以内の平均保険証回収率)

◎目標達成に向けた取り組み

- ①保険証未回収者への一次催告の実施を日本年金機構での資格喪失処理後2週間以内とし、保険証の早期回収による資格喪失後受診の防止を強化する。
- ②事業主等への各種広報・各種研修会において、保険証の早期回収、資格喪失届への保険証添付と併せて資格喪失届の速やかな届出の徹底を周知する。また、必要に応じて事業所へ訪問依頼を実施する。

参考：累計保険証回収率 98.37% (平成29年4月～平成30年1月 保険証回収対象者数105,703枚 保険証回収済数103,979枚)

1. 基盤的保険者機能

●債権回収業務の推進

KPI

「返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）」の回収率を対前年度以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
返納金債権の回収率	78.25%以上	78.24%	74.73%

◎目標達成に向けた取り組み

- ①初回通知時に保険者間調整（国民健康保険と協会けんぽの間で精算）の案内を同封し利用促進を図る。
- ②文書催告の実施 早期の文書催告、3か月後の弁護士名催告を引き続き実施する。さらに高額債権を中心に早期の電話催告、休日の戸別訪問を実施し、再就職が確認できた債務者には、就業場所催告を実施する。
- ③法的手続きの実施 裁判所へ支払督促の申立てを年間50件以上実施する。さらに債務名義取得後、財産調査で差押え可能な財産が判明した場合は、強制徴収を実施する。

	調定	回収	取消	回収率
無資格受診 （資格喪失後受診）	106,750,548円	78,937,148円	5,856,296円	78.24%
その他(*注1)	41,529,909円	35,297,438円	2,048,837円	89.40%
総計	148,280,457円	114,234,586円	7,905,133円	81.38%

（注1）
その他には、業務上傷病、障害年金調整、老齢年金調整、診療報酬返還金、健診費用等の債権が含まれます。

1. 基盤的保険者機能

●返納金債権の発生防止

KPI

医療給付費総額に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合を対前年度以下とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標 (注1)	平成29年度実績 (注2)
医療給付費に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合	— %以下	0.154%

(注1) 平成30年度目標値の確定は6月以降

(注2) 平成29年度実績値は平成29年上期(4月～9月)の実績値

◎目標達成に向けた取り組み

- ①日本年金機構より送付される「被保険者証回収不能届」を活用し、早期電話催告を実施する。(早期に保険証が無効であることを周知)
- ②事業主等へ各種広報・各種研修会で、資格喪失後には保険証が使用できないこと周知を図る。
- ③資格喪失に係る届書を受理する日本年金機構に対して、資格取消・喪失が遡及すると健康保険の返納金が発生することについて、届書提出時や事業所調査時に周知をするように依頼を行う。

<平成29年度実績の算定内訳(注2)>

医療給付費総額 47,506百万円 資格喪失後受診に伴う返納金額 73百万円

1. 基盤的保険者機能

●サービス水準の向上

KPI

「サービススタンダード」の達成率を100%とする

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
「サービススタンダード」の達成率	100%	100%	100%

◎目標達成に向けた取り組み

- ①申請書の管理を徹底しサービススタンダード100%の支給を継続する。
- ②効率的な事務処理の履行により、サービススタンダードの平均所要日数の短縮を図る。

<参考：サービススタンダードとは>

申請書の受付から給付金の振込までを10営業日以内に完了させることをサービススタンダードとして定めております。
対象となる申請書は、傷病手当金・出産手当金・埋葬料・出産育児一時金です。

1. 基盤的保険者機能

●サービス水準の向上

KPI

現金給付等の申請に係る郵送化率を87.0%以上とする

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
現金給付等の申請に係る郵送化率	87.0%	84.6%	80.8%

◎目標達成に向けた取り組み

- ①届書・申請書作成支援サービスの周知・広報に努める。
- ②事務手続冊子（簡易版）を事業所へ配布し、郵送による手続きの協力依頼を行う。

<平成29年度実績の算出内訳>

現金給付等の受付総件数 97,334件 郵送受付件数 82,333件

1. 基盤的保険者機能

● 限度額適用認定証の利用促進

KPI

高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」を83.0%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
高額療養費制度に占める「限度額適用認定証の使用割合」	83.0%以上	81.7%	80.0%

平成29年度実績は直近の実績値
(平成29年4月～9月の実績値)

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ① 各種広報紙、ホームページやメールマガジンなどを通じ、協会けんぽの加入者様に対して利便性を広報する。
- ② 県内医療機関に対して、限度額適用認定申請書の配置状況等のアンケート調査を実施し、現状を把握したうえで未配置医療機関への利用促進の勧奨を行う。また、対象となる患者様への限度額適用認定申請書の配布依頼要請文書を送付する。
- ③ 医療機関の健康保険事務担当者に対する研修会を開催し、高額療養費制度に関する説明と合わせて、限度額適用認定申請書の配布協力を要請する。

<平成29年度実績の算出内訳>

現物・現金給付の合計件数 36,092件 医療機関において限度額認定証を使用した件数 29,508件

1. 基盤的保険者機能

●被扶養者資格の再確認の徹底

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率を91.0%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
被扶養者資格の確認対象事業所からの「確認書」の提出率	91.0%以上	89.9%	86.3%

◎目標達成に向けた取り組み

- ①福島県社会保険労務士会へ会員に対する広報を依頼のうえ、社会保険労務士に対し協力を要請し、受託する事業所数の増加を図る。
- ②提出勧奨（文書勧奨、電話勧奨）を実施する。2年度連続未提出事業所のうち大規模事業所等には、訪問により提出を勧奨を実施する。

<平成29年度実績の算定内訳>

対象事業所数 22,028事業所 提出事業所数 19,809事業所

1. 基盤的保険者機能

●オンライン資格確認業務の導入に向けた対応

KPI

現行のオンライン資格確認システムについて、「USBを配布した医療機関における利用率」を36.5%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績
USBを配布した医療機関における利用率	36.5%以上	30.1%

◎事業概要

協会けんぽが提供するUSBを医療機関がPCに接続することで、「患者が提示した保険証が有効か否か」を確認することができるようになる。これにより、資格喪失後の受診を防止することで返納金の発生を抑止する。平成30年3月末現在、福島支部においてUSBを利用している医療機関は15機関。

◎目標達成に向けた取り組み

- ①USBを配布した医療機関のうち利用していない医療機関に対して電話勧奨・訪問勧奨を行い、オンライン資格確認システムの利用率向上を図る。
- ②医療機関の抱える問題点を把握し、医療機関が利用するうえで滞ることがないように図る。

2. 戦略的保険者機能

●生活習慣病予防健診実施率の向上

KPI

「生活習慣病予防健診」実施率を58.6%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績 (暫定)	平成28年度実績
「生活習慣病予防健診」実施率（被保険者）	被保険者 58.6%	被保険者 57.4%	被保険者 55.5%
	(実施者数 153,200人)	(実施者数 140,752人)	(実施者数 139,052人)

◎目標達成に向けた取り組み

- ①新規適用事業所に、生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。
- ②未受診事業所に対して電話による受診勧奨を行う。
- ③事業所に一斉に送付する健診案内に、差額人間ドック情報を追加し、生活習慣病予防健診との抱合せ受診を促す。

2. 戦略的保険者機能

●事業者健診データ取得率の向上

KPI

「事業者健診データ」取得率を7.3%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績 (暫定)	平成28年度実績
「事業者健診データ」取得率（被保険者）	被保険者 7.3%	被保険者6.3%	被保険者 6.3%
	(実施者数 19,109人)	(実施者数 15,314人)	(実施者数15,824人)

◎目標達成に向けた取り組み

- ①県や労働局との三者連名による勧奨文書を送付し、事業所に対する同意書取得のために電話勧奨や訪問勧奨を行う。
- ②事業者健診データ（定期健康診断データ）を作成する契約を、生活習慣病予防健診実施機関の全機関と締結したうえで、徹底した提供に向けた進捗管理を行う。

2. 戦略的保険者機能

● 特定健診受診率の向上

KPI

被扶養者の「特定健診」受診率を33.3%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績 (暫定)	平成28年度実績
「特定健診」受診率（被扶養者）	被扶養者 33.3%以上	被扶養者 27.6%	被扶養者 26.0%
	(実施者数 23,500人)	(実施者数 19,285人)	(実施者数 18,145人)

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①市町村集団検診の日程に合わせ、会場および日程を記載した受診勧奨ダイレクトメールを送付する。
- ②自己負担無料の支部独自健診（出張ゼロ円健診）を会場を借上げ41回実施する。うち38回に骨密度測定機器を導入し受診動機を喚起する。
- ③②の支部独自健診（出張ゼロ円健診）における1回あたりの受診者数を前年度より大幅増を目指し、報奨経費（インセンティブ）を活用した推進を図る。

2. 戦略的保険者機能

● 特定保健指導の実施率の向上

KPI

「特定保健指導」の実施率を17.6%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績 (暫定)	平成28年度実績
「特定保健指導」の実施率	17.6%以上	21.1%	22.8%
	(実施者数 6,430人)	(実施者数 6,950人)	(実施者数 7,409人)

※支部所属の保健師等が特定保健指導以外にも宣言事業支援や重症化予防を行うこと、今後健診機関や外部委託による特定保健指導の実施に最大限注力するが実績の反映に一定期間を要することから低減した目標となる

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ① 健診実施機関が健診当日に「特定保健指導の初回面談を分割で実施」する方法を推進する。
- ② 新たに、健診を行わない特定保健指導機関に対し特定保健指導業務を委託する。
- ③ 被扶養者の特定保健指導を支部独自健診の会場で行う。

2. 戦略的保険者機能

●重症化予防対策の推進

KPI

「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合を11.1%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者」の割合	11.1%	9.1%	7.3%
	(実施者数 750人)	(実施者数 532人)	(実施者数 379人)

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①二次勧奨の文書構成を見直して、自分のどの検査値が悪いのか、また心筋梗塞の発症危険度がどの域にあるかを分かり易く表すとともに、検査値に応じた個別の手書きメッセージを加えることで、受診行動を喚起する。
- ②本部による一次勧奨の文書発送のタイミングから1か月を目標に、早期の二次勧奨文書（ダイレクトメール）を送付する。

2. 戦略的保険者機能

●健康経営（コラボヘルス）

支部目標

健康事業所宣言の取り組みの質を向上させるために、支部フォローを強化するとともに宣言事業所の拡大に努める

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
健康事業所宣言事業所数	1,200事業所	1,025事業所	536事業所

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①関係団体との連携を通じ宣言事業所数の拡大および健康経営セミナー等を開催し健康経営の普及に努める。
- ②健康事業所の実践状況を測るアンケートを実施し、福島県が創設する『ふくしま「健康経営優良事業所認定」』へ推薦を行う。
- ③事業所の健診結果の集計から、血圧や肥満度などの健康課題を示し、県内の同業態との比較を示した「事業所健康度レポート」の簡易版を開発し、全事業所に向け可視化ツールの提供を図る。
- ④宣言事業所に対し、「健康事業所宣言中」のポスターを配布する。また、実践支援に支部の保健師等の活用、関係機関との連携による講習会の実施、健康測定機器の貸し出し等を行い、我が社の健康プランの実行性を高める。

2. 戦略的保険者機能

● 広報活動による加入者等の理解促進

KPI

「加入者理解率」の平均値について、対前年度以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績
「加入者理解率」の平均値	30.1%以上	—%

※30.1% = 協会けんぽ全体の理解率（平成29年度調査）

◎ 概要

「加入者理解率」とは、法令や協会けんぽの事業等について、どれだけ加入者に理解されているかを表すものである。インターネット調査により理解率を把握し、特に加入者に理解されていない事項について重点的に広報を行う。

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①メールマガジンを月3回配信することにより、制度改正等の最新情報をいち早く加入者へ提供する。
- ②健康保険事務冊子および事務冊子（簡易版）を作成し、全事業所に対して事務手続きの方法の周知を図る。
- ③健康保険委員に対してアンケートを行い、加入者が求めている情報を把握し、広報の内容に取り入れる。

2. 戦略的保険者機能

●健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI

全被保険者に占める「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合を45.0%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績
「健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数」の割合	45.0%	44.58%

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①事業所の規模別・地域別に健康保険委員の委嘱数を把握し、委嘱率の低い地域に対して重点的にDMの発送・電話勧奨を行う。
- ②委嘱率の低い業態区分の事業所に対して、電話・訪問勧奨を行う。
- ③事業所の担当者が理解しやすい効果的な勧奨チラシを作成する。

2. 戦略的保険者機能

●ジェネリック医薬品の使用促進

KPI

福島支部の「ジェネリック医薬品使用割合」を75.4%以上とする。

平成30年度目標と過年度実績	平成30年度目標	平成29年度実績	平成28年度実績
福島支部「ジェネリック医薬品使用割合」	75.4%	74.2%	69.7%

※平成29年度実績は平成30年1月の数値

◎ 目標達成に向けた取り組み

- ①「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」、「国民健康保険運営協議会」に情報提供を行い使用促進を図る。
- ②「ジェネリック医薬品軽減額通知」の発送（年2回）を行い、健康保険財政についての理解を促す。
- ③医療費の自己負担が発生しない加入者に対して、啓発チラシを送付する。
- ④薬剤師会と意見交換会を行うことにより、阻害要因を把握し使用割合向上に努める。
- ⑤福島県内の調剤薬局に対してジェネリック情報リーフレットを配布し、情報提供を図る。